

議事録

会議名	令和元年度第1回豊橋市健幸なまちづくり協議会
日時	令和元年6月17日(月) 13:30~15:00
場所	保健所・保健センター 研修室A
出席者	豊橋市地域保健推進協議会委員 16名
事務局	健康政策課、健康増進課、こども保健課、生活衛生課 食肉衛生検査所
事務局(犬塚健康部長)	<p>豊橋市保健所長の犬塚でございます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃は、本市の保健衛生行政の推進につきまして深いご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。</p> <p>さて、本協議会は、今年4月に施行しました「豊橋市健幸なまちづくり条例」の附属機関として設置するもので、本日が第1回目となります。</p> <p>これまで、健康づくりに関する事業の根拠となる条例というものがございませんでした。本市の課題となっております、糖尿病をはじめとした生活習慣病対策や各種健診受診率の向上、健康づくり無関心層への働きかけなどに対応するものとして、本条例の制定により、市や市民、地域団体など、地域社会を構成する関係者が相互に連携し、地域が一体となって健康で健やかなまちづくりを推進するものと考えております。</p> <p>条例の内容や協議会規則については、後ほど改めて説明させていただきますが、皆様方におかれましても、条例制定の趣旨や協議会についてご理解いただき、様々な分野からのご意見をいただければと思います。</p> <p>また、これまでも地域保健推進協議会でご協議いただきました、「豊橋市受動喫煙防止条例」が無事に3月議会で可決されました。</p> <p>殆どの市の施設で敷地内禁煙とする他、加熱式たばこにつきましては、改正法では「科学的根拠が明確でない」とし、飲食等を可能としている中で豊橋市では、これを不可としています。これは「加熱式たばこにも発がん性物質が含まれていることは、明らかである」という考え方で飲食等も不可とし、紙巻きたばこと同じ扱いをしております。このことは、本市と兵庫県が条例を改正し制定をしております、現在は兵庫県と本市のみとなります。</p> <p>また加熱式たばこにつきましては、「健康に害がない」といった誤った認識が浸透しているように思います。今後正しい知識を伝えていくことが必要であると感じています。</p> <p>現在は、7月から施行予定の改正健康増進法の「第1種施設」において、喫煙場所を設置しないようにしていただくよう、学校、病院、施術所、保育所、幼稚園等へ周知を図っており、今後は、事務的な処理等の詳細が国からおりてき次第、飲食店等にも周知をしていきたいと考えています。</p> <p>本市の90歳以上の人口は5,000人を超えており、人生100年時代がまさに現実になろうとしています。だからこそ、生涯、介護を必要とせず、生きがいを持って幸せに暮らせるよう、地域全体が一体となって健幸なまちづくりを行っていくことは必要不可欠と思われまますので、本協議会の趣旨に則り、引き続き皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、限られた時間の中ではございますが、有意義な会議となること</p>

	を期待し、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（種井健康政策課長）	豊橋市健康なまちづくり条例及び規則について説明
事務局（本塚健康政策課主幹）	委員となられた方の紹介 また、豊橋市民生委員児童委員協議会副会長 掛布喜代子様、豊橋商工会議所副会頭 松井孝悦様よりご欠席の連絡をいただいていますことをご報告させていただきます。 次に会長、副会長についてですが、「協議会規則 第4条第2項」の規定に基づき「会長は、委員の互選により定める」とあります。どなたかご推薦はございますか。
河合(亮)委員	協議会の設立趣旨から考えますと、今年の協議会でもお願いしております医師会長の安井洋二様をご推薦致します。
事務局（本塚健康政策課主幹）	豊橋市医師会長 安井様が推薦されました。 皆様いかがでしょうか。
各委員	異議なし。（一同、拍手）承認。
事務局（本塚健康政策課主幹）	ありがとうございます。それでは、承認いただいたということで、安井様を当協議会 会長にお願いしたいと思います。 それでは、「協議会規則 第5条第1項」の規定に基づき、「会長が議長」となりますので、ここからの議事の進行を安井様にお願いしたいと思います。 安井様、どうぞよろしくお願いいたします。
安井会長	推薦されました豊橋市医師会長の安井でございます。 皆様のご協力を得て会長を務めたいと思います。 まずは、当協議会の「副会長」についてですが、「協議会規則 第4条第4項」、「副会長は、委員の中から会長が指名する」と規定されていますので、副会長を指名させていただきます。豊橋市歯科医師会副会長 松井 和博 委員に副会長をお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。
各委員	（一同、拍手）
安井会長	松井委員、副会長をお願いいたします。それでは議題に入ります。 議題（1）豊橋市健幸なまちづくり協議会の公開及び会議傍聴要領について

	<p>今後、会議の開催及び会議録につきましては、原則として公開することとし、豊橋市情報公開条例に規定する非開示情報を審議する場合などにつきましては、公開又は非公開の決定を、その都度会議に諮ります。</p>
事務局（種井健康政策課長） 委員	資料1：「豊橋市健幸なまちづくり協議会会議傍聴要領」について説明。
新井野委員	<p>第5条（4）について、時代背景からしてここにもお茶が用意してある。ペットボトルを持って歩くことは普通になっていると思う。「飲」というところで、酒を飲むなどというのはわかるが、保健所が関係し、かつ禁煙を謳っており、ペットボトルを抱かえてきても何も言わない時代である。他の委員会、会議もすべてこうになっているが、健康のことを考える会議では、そういったことまで考えたほうが時代背景としてはいい。</p>
事務局（種井健康政策課長）	言われたとおりです。昔からこの要綱のままである。（4）は削除。
新井野委員	<p>すべて取ってしまわなくても、「食事及び喫煙」ではどうか。 「飲」については、お茶が出ていれば飲んでいいということだと思う。すべてなしにしますか。皆さんどうでしょうか。お茶くらいはいいでしょうか。</p>
事務局（犬塚健康部長）	たばこについても、市の建物はすべて禁煙であり、たばこも絶対に吸わないので、この項（4）は削除しても基本的には支障がないと思います。削除するというところで、いかがでしょうか。
新井野委員	（4）を削除し、（5）を（4）に変えるという事で。
河合(亮)委員	傍聴要領の第2条の第2項傍聴で続きは、通常何日前に開催予定の公表がされるのでしょうか。
事務局（種井健康政策課長）	豊橋市役所の「じょうほうひろば」で閲覧できるようになっており、2週間前には公表します。
鈴木委員	ちなみに、今までの推進協議会の中で傍聴の実績はありますか。
安井会長	<p>ないのではないかと記憶しております。</p> <p>他に質問がないようでしたら、会議の公開につきましては、私が説明したとおりに、また、会議傍聴要領につきましては、（4）を削除して決定することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは決定したと思います。</p>

	<p>議題（２）豊橋市健幸なまちづくり協議会各部会について</p>
事務局（種井健康政策課長）	<p>資料２：部会の位置づけ、各部会の所管、運営要領につて説明 参考資料：平成３０年度各部会の開催報告</p>
安井会長	<p>事務局から説明（報告）がありましたが、このことについて、ご意見、ご質問等ありますか。</p>
松井副会長	<p>健幸なまちづくりというのはすべての市民に対して健康という位置づけで考えていると思うが、他に例えば障害者、高齢者、在宅だとかそういった部分が弱いと感じた。理念としてそれらを含めた健幸なまちづくりという位置づけで考えた方がいいのではないか。</p>
事務局（種井健康政策課長）	<p>今言われたのは、福祉という視点だと思います。健幸なまちづくりというのは、健康の視点を重視している。福祉としては「健康」という形で全部入っています。なので、全く除外しているわけではありません。</p>
鈴木委員	<p>健幸なまちづくり協議会としては、第１回目ということですが、今までの推進協議会をみると、そのまま引き継いでいるように思う。ちなみに、委員の定数は２０人で、今は１８人で、そのまま引き続き委員になっている方は１３人で、私共のように新しく入らせていただいた委員が５人という構成です。せっかく私が新しく入らせていただき、自治会ということですので、一番地域に密着した立場から考えると、特にこの健幸なまちづくりというのも、時代のキーワードです。その中で私が直接関わることができるのは、地域における高齢者も含めた健康づくりであるという役割意識を持ってきました。</p> <p>そのような観点から言うと、松井副会長がおっしゃられた通りです。どうしたらいいのかというのは、できたら一緒に考えさせていただけたらと思いました。</p> <p>福祉の話をされていたが、老人クラブの今川会長もお見えになりますが、いわゆる高齢者に対する財政的な理由もあり、足切りした事業も見受けられます。それはそれとしてやむを得ないと思っていますが、地域の高齢者に対して健幸なまちづくりの意識づけを、是非させていただきたいと思えます。</p>
新井野委員	<p>先程の説明が、やはり縦割り行政の答えですが、みなさんが今までやられてきている、例えば自殺対策推進計画のときには、子どもの事も高齢者の事もです。</p> <p>高齢者とか障害者とかを別のカテゴリーで「健康」でみると、例えば横ぐしの中に、地域の事が出たが、積極的な健康づくりでも高齢者の事を見なければいけないし、精神的なところでもみなければいけない。今までも対象としてやってきた中に必ず出てきているので、特別に障害者や高齢者のカテゴリーを持つというのが、時代的には古いのではないかと思う。</p>

<p>安井会長</p>	<p>確かにここには、高齢者だとか障害者だとか書いてないので、何となくやっていないように思いますが、全部関係していると理解される方がいいような気がします。</p> <p>障害者だとか高齢者だという概念を置くという時代ではないと思う。少子高齢化社会が障害者とインクルーシブ（包括的）な社会を作るというのは大前提だと思います。</p> <p>除外しているわけではない。すべてが含まれるというように解釈すればよいのかなと思います。勿論、やり方については同じようなやり方で健康に配慮するというのは難しいかもしれませんが、高齢者や子ども、障害を持った人達に対しても、丁寧なまちづくりまちづくりをやっていかなければいけないと私も思います。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p> <p>本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>はい。それでは原案の通り決定しました。</p>
<p>事務局 (種井健康政策課長)</p> <p>(牧野健康増進課長)</p> <p>(今泉子ども保健課長)</p> <p>(名倉生活衛生課長)</p> <p>(山内食肉衛生検査所長)</p>	<p>議題（３）平成３０年度健康部の主な取組み状況について</p> <p>資料３：平成３０年度健康部の主な取組み状況について説明 健康政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市健幸なまちづくり条例の策定 ・とよはし健康マイレージ事業 ・特別の理由による任意接種費用の助成 ・豊橋市受動喫煙防止条例の策定 ・在宅医療の推進 <p>健康増進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進計画の策定 <p>子ども保健課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査の実施 ・産後ケア事業の実施 <p>生活衛生課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市ええじゃないか HACCP 推進事業 <p>食肉衛生検査所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉衛生検査指導事業 <p>(質疑応答なし)</p> <p>議題（４）令和元年度健康部の主な取組みについて</p>

<p>事務局 (種井健康政策課長)</p>	<p>資料4：令和元年度健康部の主な取組みについて説明</p> <p>健康政策課</p> <p>健幸なまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健幸なまちづくり条例制定キックオフイベントの開催 <p>健康経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とよはし健康宣言事業所」認定・表彰制度の創設 <p>受動喫煙防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策助成金 <p>予防接種事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん抗体検査、風しんワクチンの予防接種費について公費負担対象者を拡大 ・麻しん抗体検査、麻しんワクチンの予防接種費について公費負担対象者を拡大 <p>感染症予防対策事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャル・リアリティを活用した健康教育の実施 <p>骨髄バンク等推進啓発事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨髄バンクドナー等助成金
<p>(牧野健康増進課長)</p>	<p>健康増進課</p> <p>健康づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の推進 <p>疾病対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人保健対策 <p>精神保健対策の推進</p> <p>保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導 ・後期高齢者の健康診査
<p>(今泉こども保健課長)</p>	<p>こども保健課</p> <p>母子保健事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊・不育専門相談センターの開設 ・新生児聴覚検査の助成
<p>(名倉生活衛生課長)</p>	<p>生活衛生課</p> <p>環境衛生指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法事務権限移譲に伴う体制の整備 <p>動物管理指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市動物愛護管理推進計画の策定
<p>(山内食肉衛生検査所長)</p>	<p>食肉衛生検査所</p> <p>豚コレラ発生による家畜衛生部局等との連携強化と畜場 HACCP 推進事業</p>

安井会長	事務局から説明がありましたが、このことについて、ご意見、ご質問等ありますか。
鈴木委員	民泊について、まずは実績のこと。 もう1つ、豊橋市が中核市に移行したとき保健所ができ、すでにこれも権限が移譲されていたと思っていたが、新たにという事でしたので、認識を深めさせていただきました。当時中核市に移行するときには、権限は降りてくるが、見合った財政のことはないということがありましたが、今回この権限移譲について、何か財政措置があったのですか。その2点についてお伺いします。
事務局 (名倉生活衛生課長)	まず、旅館やホテルに関しては、平成11年の保健所設置市から豊橋市が権限を持っております。今回のこの移譲に関しては、昨年、民泊の法律が成立し施行となっております。昨年は愛知県が権限者として実施していましたが、今年度からは豊橋市が移譲を受け実施をするという事です。民泊の現状ですが、市内では3件の届出を受けています。
鈴木委員	それに基づいて、豊橋市が単費をださなければならないわけではないわけですか。今までの権限の中で吸収できるのですか。
事務局 (名倉生活衛生課長)	吸収といいますか、別ではありますが、類似したような形で私どもが一括一元的に実施しています。
鈴木委員	わかりました。 それと来年の取組みを見させていただき、それぞれの項目でそれぞれの事業の財源構成の中で、例えばこれは豊橋市の独自の施策として単費やるもの。中には国、県、市の補助率の問題だとか色々あると思います。その中で豊橋市が単費でやるという特色を出しているのはどれなのかとか、色々勉強させていただきたいと思っています。今日、お答えいただく事は控えますがよろしく願いいたします。
安井会長	他によろしいでしょうか。
新井野委員	愛知大学でも、基本的には条例（豊橋市受動喫煙防止条例）に基づき、禁煙にしようという姿勢はあるのですが、事情をお話しします。 これは大学に限った事ではないとは思いますが、まず学校と大学は違うのではないかという単純な考え方があり、チラシを作るときには、「大学も学校に入る」「学校教育法に基づく」等の説明が必要ではないか、といったことも意識して作成していただければと思います。 2つ目は、条例が豊橋独自の条例です。ところが、愛知大学は3キャンパスある。平等論からいうと、笹島キャンパスはたばこを吸っていいと言っている。そこは名古屋市の条例だと。しかし、愛知大学は1つです。統一した施策を学内ではやるべきではないかという強い意見もある。 これは大学に限ったことではない。例えば本社が名古屋にあり、豊橋に

	<p>支社があるとか、全国でみても、あそこでは吸えて、なぜここでは吸えないのかという事がある。ここも啓蒙が大事になってくる。</p> <p>私が言っても説得できない部分もある。「悪しき平等主義」が出てきているというがあるので、恐らく他の所でも出てくるのかなと思います。</p> <p>3つ目の悩みとして、大学は広い敷地であり出口が5個ある。禁煙にしたらどうなるかという、一歩門からでて吸うのではないか。そうすると、地域住民に迷惑をかけるのではないか。それは屁理屈といえば屁理屈ですが、これは大学に限ったことではない。小中学校でも、学校を1歩でたところで先生や用務員さんが吸って、吸い終わったら急いで教室へ戻る方もいる。これは誰が管理するのか。その辺りの啓蒙は市の責務といったとき、そこまでケアしないと、本当に健康のために禁煙というのは、実は動いてみたら1歩出たところでみんなたばこを吸い始めて、近所から迷惑だと苦情が来ると思う。これは、大学でそこまでやれといわれると結構つらい。学内の敷地の中のことはいえるかもしれないが、1歩でたら自由ではないかといわれたときに、何よりも啓蒙と、できれば予算も考えながら、そういったところでも吸わないように、システムを作っていくことを背景に持っていないと大学だけの問題ではない。市の責務はそこにあるのではないかと思う。これは民間の企業や我々では無理なところがある。他の条例との関係。特に豊橋から名古屋に通勤している人が多くて、独自性と言われたが、吸っている人にとっては差別だというくらいの気持ちを持っている人がいるかもしれないので、お願いします。答えは求めません。</p> <p>もう1つ、健康づくり活動ですが、積極的に行っていこうとするところにお金が回っていないのではないかと思う。健康増進の活動をしていたら税制措置があったり補助金がでたりと、そこのあたりにお金を使う。例えば、今度体育館を立てるが、健康という事が出てこない。健康づくりの施設としての機能を持っているのかどうか、市民の健康づくりに使えるのか。一方で市民は高い物を造ると費用対効果で儲からないのではないか、という考え方もあるが、我々は「健康で健やかに」という考え方からだとチャンスでもある。施設としての意味合いとして、代表的な例としていったが、総合的にわかっていただきたいのは、もう少しヘルスプロモーション(人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし改善できるようにするプロセス)というところへの、お金と制度と措置と、そういったものを考えないと楽しくない。こういったこともよろしくお願いします。</p>
安井会長	貴重なご意見ありがとうございます。
事務局(犬塚健康部長)	回答にはならないかもしれませんが、たばこの条例に関しまして、1つはたばこの条例をつくる前から、豊橋市には「豊橋市快適なまちづくりを推進する条例」がありました。これは特に駅前的一定区画が路上喫煙禁止区域に指定されていることは、多くの方がご存知です。そこ以外でも、豊橋市は路上においてはたばこを吸うのを自粛してください、という条例です。河川敷も含めて市の公園も勿論だめです。そのような条例があり、たばこの条例を考えているときに、公共施設は全て敷地内禁煙というと、敷地の外に出たら吸えるのではないかという考えもあるが、敷地の外は殆どが道

路です。道路になりますと、今度は「豊橋市快適なまちづくりを推進する条例」の網がかかっており、結局たばこを吸う場所がないという事になります。そのため、どこで吸ったらよいかという話になり、この2つの条例を合わせると、ご自宅か民有地の空き地かという所しか答えられない。市民病院の駐車場も車の中で吸ったらいいのではないかと、という方も若干いますが、敷地内禁煙のところは、自分の車の中であろうが禁煙となります。基本的には吸う場所がなくなってきていると言わざるを得ない。そのため、喫煙者から言わせれば、禁制品でもないたばこに対しそこまで強化するのはいかがなものか、という意見は確かにあります。しかし、人が吸ったたばこの煙から健康被害を防ぐといった観点だと、これは仕方ないという考えで条例をつくらしていただいたことをご理解いただきたい。

現実には喫煙場所から漏れてくる煙で、喘息が悪化したり、科学物質過敏症の方も症状が悪化するという報告はされているので、そういったことを念頭に入れご協力をいただきたいです。

そして、豊川、名古屋、近隣の市町村等ではどうだという考えもありますが、豊橋市として豊橋市内の受動喫煙をいかに防ぐかという考えの中で、この条例をつくらしていただきましたので、その場所へいったときに、お考えいただきたいとしか申し上げられないです。

もう1つ、法律と条例の関係において、法律に上乗せすることは、憲法では認められていません。憲法上では、法律を上回る内容については義務化ができないことになっています。従いまして、豊橋市受動喫煙防止条例でも、法律に上乗せする部分については、努力義務しか科せられず、罰則規定は設けられないという法解釈の元に考えております。すべてを含め、これが豊橋市のたばこ対策の基本的な考え方だということで、市長以下執行部の考え方を示して、その上で議会の承認を得て制定をしました。

この案件につきましては、色々な問題があると、我々も承知をしていますが、これから順次施行をしていく中でも、疑問点につきまして具体的にお答えしていかないといけないと思っています。基本的な考えはこのように整理させていただき、進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っています。

具体的な健康づくりの部分、あるいは財源の部分等、色々と補助がつくものも随分と減り、一般的には殆ど交付税措置の中で、交付税に歳入されています。現物に現金でくるわけではないので、いくら入っているのか言えないような状況であり、個別の補助金は減っています。その中で、健康づくりの予算というのが目に見えず、少ないのではないかと意見もありますが、直接的な健康づくりというよりも衛生施策全般において、市民の健康づくりを図りたいと思っています。予防接種もそうですし、がん検診等も含めて、単に体を動かす健康づくりだけではなく、色々な施策を通じて市民の健康度を上げていきたいというのが、健康部のビジョンであると思っています。

また、新アリーナ等で新しい体育施設ができたときに、健康施策をどのように盛り込んでいくか、そのことも庁内で議論しておりますので、健康部もそこに参加して意見を申し上げていきたいと考えております。

新井野委員	<p>議論ではなく感想ですが、今言われたことをアピールしなくてはいけない。どのように市民に伝えていくか。そこに力がないのではないかということと、名古屋市の条例があり、豊橋市の条例がありといったときに、何となく今の説明だと、向こうにいったら向うに従い、こちらにすればこちらに従ってというくらいだと、なかなか市民としてやる気にならない。今の説明をきちんと市民に伝える必要がある。その啓蒙の仕方に金と人と時間を使わないと、不満な人はずっと不満です。そうならないためにもチラシ、ポスター、メディア等、使ってきちんとやってもらう。その繰り返ししかないのではないかと思う。</p>
安井会長	<p>豊橋が日本の中で、厳しい条例をつくった事が自慢できるような施策をこれから、声を大にして日本中に発信していただきたいと思います。ただ、喫煙は嗜好品ですので、他の人に迷惑のかからない上手な喫煙の仕方をご指導していただければと思います。</p>
事務局（本塚主幹）	<p>その他 次回開催日は9月27日（金）を予定しております。事前にご連絡いたしますので、併せてよろしく願いいたします。以上でございます。</p>
安井会長	<p>以上で本日の議題について、ひと通り協議してきましたが、全体を通して何かご意見等がありますか。</p> <p>（質疑応答なし）</p> <p>他にご意見がないようでしたら、これにて議事を全て終了とします。今後も健幸なまちづくりの推進のため一層、皆様方との連携を深めてまいりたいと思いますので、よろしく願いします。皆様のご協力により会議が円滑に進みましたことにお礼申し上げます。これもちまして議長の任務を終わらせていただきます。では、議事を事務局に戻させていただきます。</p>
事務局（犬塚健康部長）	<p>本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。色々な観点から我々も取組みを進めてまいりたいと思っておりますが、皆さま方のご支援がなければ一歩も前に進めないという状況でございますので、今後とも皆さま方のご協力を得ながら、保健所を運用していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。</p>